

施工中の工事における現場立入調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事について、工事現場の適正な施工体制及び工事の適正な契約の履行を確保するために行う立入調査（以下「調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査を行う建設工事の選定)

第2条 調査を行う建設工事は、請負金額が500万円を超える施工中のものの中から、検査室長が無作為に選定するものとする。

(調査の方法)

第3条 調査は別表第1の「施工中の工事における立入調査の調査表」に基づいて、抜き打ちで行うものとする。

(検査の体制)

第4条 調査は検査室の検査監、副検査監及び市長に命ぜられた者（以下「検査監等」）2名により各工事現場において実施するものとする。

(検査結果の報告)

第5条 第4条の規定により調査を行った検査監等は、調査表により調査結果を検査室長に報告するものとする。

(是正の指導)

第6条 検査室長は前条の規定の報告により、第1条の趣旨に係る不適切な事項の指摘があった場合は、別紙様式第1号「工事是正指示書」により、当該工事を担当する課又は所の長（以下「工事担当課長等」）に通知するものとする。

2 工事担当課長等は前項の規定による通知があった場合は、不適切な事項を是正し別紙様式第2号「工事是正報告書」により検査室長に報告するものとする。

3 検査室長は前項の規定による報告があった場合は、調査を行った検査監等を通じて当該是正が行われたことを確認するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか調査に関し必要な事項は別に定める。